

平成27年3月

建設工事入札参加業者 各位

### 本町工事に係る社会保険未加入対策について

社会保険の未加入問題については、国土交通省の取り組みを踏まえ、本町も対策を行っているところです。

今後更なる対策として、平成27年4月1日以降行う入札公告の工事については、社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全て）の加入を参加資格としますので、あらかじめお知らせいたします。

**適用予定日：平成27年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用**

社会保険の加入状況は、入札参加申請時に提出していただく「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（経営事項審査）の写しの記載によって確認します。

ただし、経営事項審査の有効期限内であれば、年度内に1回の提出で可とします。

（平成27年度限りの経過措置として、同通知書の発行後に社会保険に加入し、保険料を納めている場合は、健康保険、厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）を提出していただくことにより確認します。）

なお、法令に基づき適用を除外されている場合は、「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの誓約書」の提出により社会保険に加入しているものとみなします。

財政課契約検査係

電話 046 (876) 1111 内線 323